

【司会】

それでは、ただいまより、「令和7年度 第1回奈良県・市町村長サミット」を開会いたします。

本日は、39の市町村から市町村長様、副市町村長様のご出席をいただいておりますので、ご報告をいたします。

はじめに本日のサミットの議題について説明をいたします。

我が国では、少子高齢化に伴いまして急速な人口減少が進展をしており、本県におきましても、令和7年度に改定された、「奈良県人口ビジョン」におきまして、今後、64歳以下人口に加えまして、65歳以上の人口も減少に向かうことから、2070年には約68万1000人と、県内ピーク時の半数以下まで、人口が減少するという予測が示されております。

このような状況で、今後、人手不足、財源の問題、自治体の資源制約がますます深刻化する中におきまして、各市町村でも、自主財源の確保というものが一層重要な課題となってまいります。

また、人口減少が進行する中、人口規模が縮小しても経済成長し、地域社会が機能するように、若者あるいは女性にも選ばれる職場、暮らしを実現する政策の強化が求められています。

そのため、本日は、自主財源確保の取組の1つとして、ふるさと納税の寄附受入額拡大、そして、ジェンダー平等の推進について、議題とさせていただきます。

それでは早速ではございますが、次第に従いまして、「ふるさと納税の寄附受入額拡大のための取組について」に入りたいと思います。

全国的にふるさと納税制度の利用が急速に拡大している中、本県においても、ふるさと納税寄附受入額拡大のための取組は非常に重要な課題となっております。

そこで、本日は、県と奈良市様からそれぞれ取組についてご説明をいただきます。続けて発表いただいた後、まとめてご意見、ご質問を頂戴したいと存じます。

それでははじめに県の取組につきまして、山下知事よりご説明をいたします。演題の方にご移動いただきましてお願いをいたします。

【山下知事】

市町村長の皆様におかれましては、政府要望の説明会に引き続きまして奈良県・市町村長サミットにご出席いただき誠にありがとうございます。お疲れ様でございます。

今、司会の方からお話ございましたとおり、まず、今日のサミットのテーマとして、このふるさと納税のことについて、お話をさせていただければというふうに思っております。

スライドをお願いします。

先ほど司会の方からもお話ありましたけれども、ふるさと納税の利用というのは

年々拡大をしております、全国の寄附受入額は令和5年度で約1兆1175億円となっております。これを都道府県別に比較してみますと、本県の寄附受入額は、約35億5700万で全国最下位という状況となっております。

県分と市町村分の内訳は記載のとおりでございます、受入額が少ないということは、その寄附流出額と寄附受入額との差ですね、この差も大きいということであろうと思います。流出額の75%は地方交付税措置されるという制度設計にはなっておりますが、25%分は自主財源が減ってしまうということでございますので、そうした観点からですね、積極的な寄附の受入拡大策が必要ではないかというふうに考えておられて、そうした観点から、県の取組と、積極的にこのテーマについて取り組んでおられる奈良市の方からご報告をいただいて、また参考にさせていただければというふうに考えております。

次をお願いします。

県の取組ですけれども、県では令和6年度からのポータルサイトを1つから6つに増やしました。これまでふるさとチョイスのみだったんですけれども、ここに書いてあるとおり楽天、ふるナビ、さとふる、ステイナビ、Amazonと、令和6年度中に5つ契約いたしまして、6つで取り扱いをしております。あともう1つは返礼品の充実ということでございます。

返礼品といいますと食材とかが中心なんですけれども、本県では体験型の返礼品に注目をいたしました。奈良県が全国にPRできるものは何かと考えたときにやっぱりその観光だろうということでございまして、観光に関する返礼品を充実させていただいております。

奈良公園のバスターミナルの屋上で若草山焼きをご覧になっていただけるこの特別観覧席というものを従前から設けておりました。これまでは単に抽選で、その観覧できる人を決めてたんですけれども、ふるさと納税を1万円してくださった方には優先的に、その観覧席をふるさと納税の返礼品として提供するというのを始めました。

また、県内宿泊に使える旅行クーポンというの、返礼品に追加しております。それから、県内宿泊施設の宿泊券、食事券ということで、県が建物を貸しております紫翠ラグジュアリーコレクションホテル奈良の宿泊券や食事券なんかを新たに返礼品として追加したところでございます。

それから次のスライド4ですけれども、奈良県の特産物、いろんな各地の特産物をパッケージ化いたしましてですね、奈良のカレーセットとか奈良酒飲み比べセットとか、あるいは新橋にございます県のアンテナショップのまほろば館で取り扱っている商品の組み合わせたセットとか、こういう返礼品を新たに開発いたしまして、それで寄附の受入拡大を図っているところでございます。

その結果でございますけれども、令和5年と令和6年比較しますと、寄附額が約8100万円から、約2億3400万というふうに約3倍に増えております。

ぜひとも各市町村におかれましても、この返礼品の充実等によります、寄附受入額の増大に取り組んでいただければいいかなというふうに思っております。そのための、県による市町村支援策というのも、今回用意させていただきましたのでそれをご紹介します。ぜひいただければと思っております。

なかなかうちの町や村にはいい返礼品がないんだというようなお悩みをお持ちの方もおられるかもしれませんが、特定の地場産品や体験を複数の市町村、これ県と市町村共同でもいいんですけれども、特定の地場産品や体験を複数の市町村で取り扱うことが可能な制度として令和元年から共通返礼品という制度が導入をされております。

ですから、Aという町の返礼品にBという隣の町の返礼品を共通返礼品として、A町B町共同で返礼品にすることが出来ます。これによりましてですね、地場産品の需要の掘り起こしに貢献するとともに地元生産者の販路拡大にも繋がりますし、全国的なPRにもなるというふうに思っております。これによってですね、地場産品の少ない市町村でもふるさと納税の寄附受入額が増加するというふうに見込まれます。

それで県といたしましては、県内全市町村で取り扱うことができるこの共通返礼品の充実強化に取り組む市町村に対しまして、県が重点的にご支援をさせていただければというふうに書いてございます。

既にこの取組、令和7年から市町村の担当者からの要望が県のほうにございましたものですから、既にこの制度をこの取組を開始させていただいております、既に令和7年度から市町村間及び事業者間との調整を県が間に入ってさせていただいております。

さらにですね、それに加えて、この特設サイトの開設運用というのを今後行ってですね、共通返礼品について、重点的に掲載をしていきたいというふうに考えてございます。

具体的にはですね、次のスライドをお願いします。

まず県と複数の市町村の共同の返礼品として、奈良マラソンにつきましては県と奈良市、天理市さんが主催者となっておりますけれども、この県と奈良市、天理市、この3つですね、新たに、ふるさと納税の返礼品としてこのエントリー枠を提供するという事業を始めます。

それから次のスライドをお願いします。

このふるさと納税の寄附受入額拡大を図るには、効果的な情報発信PRが重要であるというふうに考えております。このような観点から、新たに特設サイトを県の方で設けたいと考えております。

その特設サイトで県のふるさと納税のPRもするんですけれども、市町村が共通返礼品を提供するというようになった場合は、共通返礼品についても重点的に掲載をさ

せていただきたいなというふうに考えてございます。

この県が新たに開設する特設サイトに誘導するために、ヤフージャパンの検索エンジンに首都圏の住民を対象とした有料バナー広告を出すということも検討しておりますので、ぜひこの機会をご利用していただいでですね、もちろん、単独の市町村で、返礼品を充実して取り組むのは結構ですし、複数の市町村で取り組む場合には県の方でマッチングも含めて協力をさせていただきますので、共通返礼品を開発していただければ、こういった形で直接サイトに掲載をするということもやっていきたいと考えておりますので、ぜひこの機会にご一考いただければと思います。

私から以上です。

【司会】

山下知事ご説明ありがとうございました。

続きまして、市町村における具体的な取組事例として奈良市総合政策部秘書広報課ふるさと納税室室長松本様より、奈良市でのふるさと納税に係る取組について発表をいただきます。

松本様、よろしくお願ひいたします。

【奈良市 松本様】

ただいまご紹介いただきました、奈良市総合政策部秘書広報課ふるさと納税室室長の松本と申します。この度貴重な時間をいただきまして、奈良市の取組を皆様方にご発表させていただくということで非常に緊張しておりますけども、よろしくお願ひいたします。

スライド2ページ目お願ひいたします。

私、今ふるさと納税室室長ですけれども、職務経験者で入庁しまして、今現在12年目の経歴です。ちょっとここでミスしたなと思ったのが名前を書いてないという大きなミスをしまして、改めまして松本と申します。よろしくお願ひいたします。

現在、7年度からは秘書広報課の中にふるさと納税室が移管されまして、そちらで業務に当たっているところです。もともとマイナンバーカードを担当してたんなんですけれども、マイナンバーカードもふるさと納税もどちらも、自治体の成績が公表されているという事業でして、1つ話題としては、両方とも日本一なのか、宮崎県都城市ってところが結構1つトピックスかなと思っております。後でこの話題させていただきます。

次のスライドお願ひします。

こちらの本市の寄附額の推移になります。

過去3年で申しますと令和4年度は3.3億円、このときは大和郡山市さんが3.4億円だったかと思っておりますけれども、この令和4年度の途中に、ふるさと納税業務を委託

しまして、いわゆる中間事業者というんですけれども、業務を委託したことを始めました。今現在では9割以上の自治体さんが中間事業者入れておられると思いますので、本市としてちょっと遅かったかなというところではありますけれども、その結果ですね令和5年度、私が担当になった年ですけれども、5.7億円の寄附をいただきまして、この当時、奈良県では一番寄附をいただいた自治体となりました。

要因としましては委託したことによりまして、職員側の営業ですとか、いろんな戦略立案というところに時間を割くことができたというところが大きな要因かなと思っております。昨年度、令和6年度は、約9億円の寄附をいただきまして、成長率が全国平均120%程度なんですけれども、これを上回る成長率で、本市は寄附を伸ばしてきているというところなんです。

ただ横にもありますとおり、流出額が年々増加しておりまして、いわゆる貿易赤字の状態が続いているところだったんですけれども、ここを解消していくというところも、我々が取り組むミッションの1つというところで、重点的に取り組んでおります。

次のスライドをお願いします。

何をしてきたかというところなんですけれども、もともとは情報が少ない、何をしたいかわからないというところが課題としてありました。

そこは情報収集と戦略を立てていくというところで、解決していったということが言えます。

その中で1つ特徴的だったのがやはり返礼品数が少ないというところなんです。どの自治体さんも返礼品の開拓には苦労されてるかと思うんですけれども、我々も同じでして、当初は500前後の返礼品数だったんですけれども、ここをちょっと伸ばしていこうという戦略を立てまして、この2年間取り組んできております。その中で、3つ目、PR不足というところなんですけれども、やはりふるさと納税の意義の1つにシティプロモーションというところもありますので、シティプロモーションも含めながら、奈良市をPRしていくという施策が求められるというところを重点的に取組ました。

次のスライドをお願いします。

詳細なんですけれども、情報収集戦略立案につきましては、やはりその情報収集するために、いろんな自治体の担当者とのコミュニケーションをとっております。

私担当になってすぐに、都城市にとりまして、担当者と意見交換をしたりですとか、全国のふるさと納税イベント、各地で開かれるんですけれども、そういったところに積極的に参加しまして、いろんな情報収集をしたというところもありますし、2番目に書いてます専門家ですね、スポットで、アドバイザーの方に入らせていただきまして、いろんなそのコツやノウハウを教えていただいてそれを生かしていくという戦略をとりました。

その中で、返礼品を伸ばしていこう、数をふやしていこうというところでどうやったかといいますと、委託業者に任せずに自分たちが動くというところをかなり積極的

に行いました。やはり返礼品事業者さんからしてみると、この取組は、地域貢献する取組ですので、市と一緒に取り組んでるんだなという実感を持ってもらうためにも、我々が行ってお話をする事で、その辺はかなり共感を得られることが多かったです。

それによってですね、500品前後だった返礼品数が、今では1400品を超えておりまして、これによって選ばれることも増えているのかなというふうに思っております。返礼品なんですけれども、特産品を掲載するのがこの制度ではなくてですね、地場産品を掲載するのがこの制度です。特産品に限らず、総務省が規定する地場産品基準に適合していれば掲載することができますので、結構、昔は豪華な食べ物とかをよく掲載していたんですけれども、要は日用品使いなどがかなり需要がありますので、例えば小分けにしたものを開発するすとか、日用品の返礼品を多く取り入れるといったことをやってきまして、今はこの数に増やしております。

3番目の認知度アップなんですけれども、こちらは部局横断型でプロジェクトチームを年末に向けて結成しまして、庁内一丸となってPRをするという取組を行いました。またですね、ふるさと納税イベントに出展したり、自らイベントを開催するという方法もとりまして、いろんな形で認知を図っていく手続きをとりました。

あとはもう、ふるさと納税サイトの開設ですとか、ポータルサイトもかなり増やしまして、令和4年度当時は5サイトぐらいだったんですけれども現在は20サイトほど契約しております。これによって、サイト上ネット上の認知拡大ですとか、接触機会を増やすということを行っております。

もう1つ、クラウドファンディングを実施しております、これによって1つの事業に対する共感を得る取組をしております、サマルカンドの特別展などのクラウドファンディングもしております。

次のページをお願いします。

あとは先ほど申し上げた返礼品事業者さんとの関係です。我々決起集会を開催しております、他の自治体さんの説明会という言葉が多いかと思うんですけれども、一緒になって、ふるさと納税を盛り上げていこうという意味を込めて決起集会という名前で開催しております。

私が担当になって、事業者に訪問したときに言われたのが、最近、市の職員さんが来なくなって寂しいと。我々も、市のためだと思って、一緒にやってるのに、今は委託事業者しかこないの、寂しいと言われたのが結構衝撃的でした。

やっぱり皆さん、市のためにとまってやってくれてるんだなっていうところを、思いましたので、そこを我々も汲み取ってとってですねきちんと一緒になって盛り上げていこうという、機運を高めたいと思っております。

次のスライドをお願いします。

そういったところで自分たちで実践するところをかなりやってきたんですけれども、表にある両方とも大体、中間事業者の方がやることが多いかと思えます。

ですが我々はかなり自分たちでやってみるというところを実践しております、やはり自分たちでやるというところで、中間事業者に対する指示ですとか、アドバイスなんかもちろからするぐらいの熱意を持って取り組んでおります。

これらを自分たちでやっているんですけども、非常に僭越なんですけれどもこれは私の言葉ではなくて、数ある上位の自治体の職員さんがよく言っておられるんですけども、やはりこの首長さん、市町村長さんたちができることというのは、その部署に、人と金、人員と予算をつぎ込んでいただくことというのは、その部署に、我々も今ふるさと納税室で動いておりますので、そういったところを重点的に取り組んでいただくと、この制度は必ずまだ寄附額を上げられる制度だと思いますので、ぜひ奈良を盛り上げるためにもですね、我々も、先ほど知事さんがおっしゃったように共通返礼品も取り組んでいきたいと思っておりますので、一緒になって盛り上げていきたいと思っております。

簡単でございますが、以上であります。

ご清聴ございました。

【司会】

松本様ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの件、及び奈良市様の説明を受けまして、ふるさと納税について、意見交換の時間とさせていただきたいと存じます。ご意見、ご質問などご発言いただける市町村長様は、マイクをお持ちしますので挙手の方お願いいたします。

どなたかいらっしゃいませんか。

山添村長様。

【野村山添村長】

失礼します、山添村の野村です。いつもお世話になります。県の発表と奈良市の発表ありがとうございます。

私も先日奈良市さんと吉野町さんと一緒になって、ふるさと納税のイベントにも参加させていただいたんですけど、もちろん協力体制で一緒になってやっていくのはそれは素晴らしいことだと思うんですけど、ちょっと懸念することがあって、今、山添村も年々少しずつですがふるさと納税の方がアップしてるんですけども、今、山添村が出している事業者と共通返礼品という形になるかもしれないんですけど、要は、うちの業者さんに、奈良県さんから寄附をされると山添村自体の収入というか、受入額が減る可能性っていうのはありますよね。

すみません、なんかすごい勘違いしてますか。その辺の摩擦が起きないようにしていただきたいっていうのが1点なんですけど。

【山下知事】

すいません。ちょっと質問の意図がよく分かんない。共通返礼品を構築した場合の話ですか。

【野村山添村長】

共通返礼品を構築した場合っていうか、もちろん共通返礼品と一緒に開発していくっていうのも大賛成やし、あるいはふるさと納税を活用した県主導によるオール奈良、チーム奈良の形ですね、プロモーション等をしていていただくのはもちろん協力させていただきますけども、今実際に例えば山添村の方に、例えばうちは一番売れてるのは素麺なんですけど、その素麺の売れてる業者の方が例えば奈良県の方に寄附をしていくと、うちの納税額が減るっていう可能性っていうのはないんですか。

【山下知事】

それちょっと全然違う。

【野村山添村長】

違うんですか。

【山下知事】

もし奈良県が山添村の素麺業者の商品を返礼品とした場合の話言ってるんですよ。

【野村山添村長】

そうです。

【山下知事】

それは、奈良県に寄附をして、その素麺業者の返礼品を、納税者に渡したらその素麺業者の売り上げが増えますよね。

【野村山添村長】

もちろん素麺業者の売り上げは増える。

【山下知事】

奈良県の税金が減る増えることと、山添村の税金が減ることは関係ないと思いますけど。

【野村山添村長】

すいません、ちょっとよく分かってないんですけど、僕は間違ってるんですかね。ごめんなさい。

【山下知事】

何か補足があれば、副知事が詳しいので。

【川上知事公室長】

多分、野村村長が仰っておられるのは、素麺の話をされましたけど、素麺の一定のパイがあった中で、山添村さんと合わせて例えば、県の方が、同じ商品について、返礼品を上げたときに、お互い食い合うじゃないですけども、山添村さんの方の金額自体が減るのではないかという、多分そういうご懸念かなっていうふうに思うんですけども。

【野村山添村長】

仰るとおりです。

【川上知事公室長】

まず奈良県の方で、今、新たな返礼品を開発するときに留意をしているという点は実は何点かありまして、まず今まで、これまで返礼品をしているものは基本的に継続をさせていただいてる。併せて、市町村の方が今実際にやっておられるような返礼品については、基本はダブらないようにっていうことでももちろん留意はさせていただいてます。

ただですね、今仰っているように、県の方から自主的にふるさと納税の返礼品を作りに行くパターンと、あとは事業者さんの方から、こういう返礼品を県の方でも取り扱ってというお話をいただいている場合も実はあるところなんです。

その場合については、各市町村というか実際ダブることもあるので、その辺についてはよく市町村の方と調整というかお話をさせていただいて、県としては対応させていただいているということなので、県の方が勝手っていうことをやらないようにはさせていただいてますが、ただもちろん、県の方も、例えば各市町村の方でも同様に返礼品化することによって、先ほども途中で知事が説明させていただいたように、確かに同じパイであればあれなんですけど、広がりというか、色んな方にさらに知っていただくってことのメリットとともに、事業者さんの方にとっても、返礼品がどんどん出るってような方向っていうことを一定考えながらさせていただいてるのが今の現状でございます。

【野村山添村長】

分かりました。ありがとうございます。

ちょっと勘違いかもしれないですけど、ちょっとそういう懸念があったのでぜひとも今おっしゃっていただいたように、県の方から、そういう事業者からの声があった場合に、ぜひともその辺の対応をしていただいて、山添の方にも教えていただけたら、その辺の対応できますのでよろしくお願いします。

山添村としてはですね、返礼品がやっぱり少ないもんですから、今その開発をどんどん頑張ってるんですけども、その辺のところをご理解いただきたいと思いません。よろしくお願いします。

【司会】

松井桜井市長をお願いします。

【松井桜井市長】

桜井市長の松井でございます。

知事はじめ奈良市の方から、またいろいろなお話聞かしていただき、ありがとうございます。

今、山添村長さんおっしゃった件ですが、素麺っていうのは、三輪素麺がある地元中の地元で、それも今、同じような話を桜井市と県との間で、「神杉」という一番の売れ筋の素麺がありました。それに、色んなちょっと価格のバランスとか、色々問題があったように思いますが、今、県と桜井市と意見の調整をしながら、今はバランスをとって、両方もうまくいくようにというようなことで進んでるように思いますので、多分、今村長おっしゃったことを県の方も理解をしていただいて、意見の交換をしながら、両方が成り立つようにこれからはいくのではないのかなと。

桜井市の「神杉」の場合、それでちょっと、一時、問題もあったように思いますが、今は話し合いをうまくしながら、両方がよくなるように進んでるように聞いておりますので、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

【野村山添村長】

桜井市さんありがとうございます。よろしくお願いします。

【司会】

他ご発言ございますでしょうか。

三宅森田町長。

【森田三宅町長】

はいありがとうございます。

三宅の森田です。

今寄附額のところのお話があるんですけど、やはりこれ制度が変わることによって毎年の制度改正があって、制度変わることによって運用というところ非常に市町村苦慮してるところがございます。

もし、本来、ふるさと納税の趣旨として、やはりうちの町でこだわってるところはどこに充てていくか、どういう使い方をするかというところのストーリーが一番大事かなと。寄附者の方の納得感であったりこの町を応援したいという気持ちをどう育むかっていうのが、制度の趣旨かなというふうに考えてますので、ぜひ県の方ではどこに使ってるか、どんな使い方をしてるかっていうところの注目というところを寄附額だけではなくて、やはりどうやって使ってるか、寄附された方のその思いというところにもどう寄り添えてるかっていうところにも注目して、各市町村の取組って様々工夫を創意工夫されてますので、そういったところを県挙げて、全国にPRしてもらうことが、この奈良県の魅力をさらに伝えることに繋がるかなというふうに思いますので、ぜひそういった点も、寄附額だけではなくてそういった人のところにもこだわって、ぜひ注目していただけたらなというふうに思います。

【司会】

ありがとうございました。

他にご発言される方いらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございました。では、以上で、次第の1の「ふるさと納税の寄附受入額拡大のための取組について」を終了いたします。

続きまして次第の2、「次第の2若者・女性にも選ばれる奈良県を目指したジェンダー平等の推進について」に移らせていただきます。

まず、畑澤県子ども・女性局長から、女性活躍に関する現状課題の共有と、県の取組の紹介についてご説明をいたします。畑澤局長、演題の方にご移動いただきましてお願いをいたします。

【畑澤子ども・女性局長】

皆様失礼いたします。

子ども・女性局長をしております畑澤と申します。

本日はよろしく願いいたします。私の方からは、「若者・女性にも選ばれる奈良県を目指したジェンダー平等の推進について」ご説明をさせていただきます。サブタイトルといたしましては、「まずは公務職場から勤務環境改善に取り組む」とつけさせていただきます。

スライド次をお願いいたします。

本日の次第でございます。若者・女性の流出の状況とその背景、そして県の目指す姿と取組、次にジェンダーギャップに関する意識調査の結果の共有、そして市町村のジェンダーギャップに関する数値につきまして、次第に沿って説明をさせていただきます。

次お願いいたします。

まず、若者・女性の流出の状況でございます。

過去からの推移を含めて示しております。グラフは、5歳ごとの年齢層の人口が5年後にどのように変化しているのかを示したものでございます。紫色の折れ線が、2015年から2020年への変化を示しております。2015年の20歳から24歳の人口と、5年後の2020年の25歳から29歳の人口を比較しますと、約1万2000人減少しております。赤の点線の部分でございます。過去との推移を見ますと、近年、特に10代後半から30代にかけての若い層において、転出超過が拡大してきたことが分かります。

次お願いいたします。

続きまして男女別のグラフを見てまいります。

折れ線の水色が男性で、紫色が女性でございます。20歳前後での変化は、進学が主な要因と考えられまして、男性の方が女性よりも多く転出しております。それ以降の年代では女性の方が多く転出し、奈良県に戻ってきていない状況が見られます。

次お願いいたします。

こちらは若者・女性が出身地域を離れる理由につきまして、内閣府が昨年度に実施した調査結果の中間報告を示させていただいております。

調査対象は国内在住の18歳から39歳までとなっております。地域を離れる理由として、一位、二位になっておりますのが、希望する進学先ややりたい仕事、就職先が少なかったことが挙げられております。棒グラフのオレンジ色が女性となっておりますが、男性とギャップがあるところに関しますと、希望する進学先が少なかったの他、地元から離れたかった、親や周囲の干渉から逃れたかったからなどという項目は男性と比較して女性の方が割合が大きくなっております。このように性別による差異が見られるのは、地方では女性の選択肢が制限され、また、性別による性別役割の分担が根強く残っている恐れがあるということで報告されております。

次をお願いいたします。

奈良県の固定的性別役割分担意識などの状況をお示ししております。

まず夫が働き妻が家を守るとの意識を持つ県民の割合ですが、これは2015年の調査なんですけど50.4%となっておりますので全国1位でございます。また、女性の家事従事時間の長さは全国1位となっております。女性の就業率は全国で最下位となっております。この背景として男女ともに県外就業率が高く、家庭と仕事の両立が困難であること、女性が離職せざるをえない状況であることなどが推測されます。

左下の表ですけれども、第一子出産前後の妻の就労状況でございます。妻の継続就

業率となっておりますのは、第1子の妊娠がわかったときに就労している女性が、その子が1歳になったときにも就労している割合を示しております。令和5年では58.4%となり、約6割ということで、平成30年と比べますと増加をしております。一方で、約4割は出産等を機に離職している状況が見られます。

次に右下の表でございますが、性別による生きづらさを感じている人の割合でございます。男性では特に20代と30代の若者が生きづらさを感じている割合が高くなっております。

次お願いいたします。

奈良県といたしましては、若者・女性が性別にかかわらずに、自分の希望に沿った生き方・働き方を実現できる奈良県を目指しており、固定的性別役割分担意識や特定の価値観を押し付けられることなく、主体的に自分らしく幸福に暮らすことができるよう、社会全体で意識を変えていくような取組を進めてまいりたいと考えております。

まずは、県庁が率先垂範するというところで、令和5年度に県の職員を対象に、ジェンダーギャップに関する意識調査を実施いたしましたところ、ジェンダーギャップの存在が浮き彫りとなりました。そこで、県庁内でジェンダー平等推進プロジェクトチームというものを立ち上げまして、その取組の第一歩といたしまして、県内の市町村、企業、教育機関の職員の方を対象に、同様の調査をしたところでございます。

昨年度は調査結果をもとに、組織のトップに率先してジェンダーギャップの解消に取り組んでいただくよう、企業のトップや行政の幹部を対象にセミナーを実施してまいりました。

今年度ですけれども、本日、このサミットでテーマとして取り上げていただいている他、8月6日に、市町村長様を対象としたセミナーを開催する予定でございます。組織における取組の推進の契機としていただき、かつ地域におけるジェンダー平等推進の機運の醸成を図っていただくために、ぜひ、市町村長様のご参加をお願いしたいと思います。

次お願いいたします。

参考といたしまして、地方創生2.0の基本的な考え方をご紹介いたします。

資料の中ほど四角囲みの丸印の3つ目でございますが、国においても、若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化に取り組むということで示されております。

次お願いいたします。

地方創生2.0を起動させる必要性について記載をされております。

資料の左側の中ほどの赤の囲みのところでは、これまでの取組の反省として若者・女性から見て「いい仕事」、「魅力的な職場」、「人生を過ごす上での心地よさ」などが地方に足りないなど、問題の根源に有効にリーチできていなかったのではないかといたった振り返りがなされているところでございます。

次をお願いいたします。

ジェンダー平等推進のための県の今年度の取組といたしまして、資料の上の方に記載しておりますとおり、大きく分けて2つございます。

左のトップへの働きかけ、右側の女性や子ども・若者への働きかけということで、子ども・女性の意見もいろいろと政策にも反映していく取組を進めてまいりたいと思っておりますし、子ども自身が、自分のライフデザインを考えていきっかけづくりをしていきたいと考えております。こうした取組は、内閣官房の「地域働き方・職場改革等の推進」の取組に合致することから、内閣官房の自治体公募に応募したところでございます。国の動きと連携して取組を進め、県の取組を全国にもPRをしていければと考えております。

次をお願いいたします。

続きまして昨年度に、市町村や教育現場、企業の職員の方に対して実施したジェンダーギャップに関する意識調査の結果をご説明いたします。

先行して調査をした県職員の場合と同様に、それぞれの職場でジェンダーギャップを感じている方がいることが確認できました。また、性別によってジェンダーギャップを感じる項目や割合に差があることが確認できております。

一部ご紹介いたしますと、女性の割合が高い項目としましては、女性は仕事より家庭を優先するべきだという雰囲気があるとか、有能な女性がいても男性管理職に比べて女性管理職の割合が低いと感じるなどがございます。

また男性の割合が高い項目といたしましては、突発的に生じた肉体的にハードな仕事をさせられやすいため、男性が不利だと感じるなどの意見が上がっております。

次をお願いいたします。

調査で回答された自由意見を抜粋しております。

例えば1つ目の丸印ですが、管理職登用の場合、男性だから何とかやれるだろうとの発言を聞いたことがある。その裏には女性ではできないという思い込みを感じる。また、7つ目の丸印でございます。部局によって男女比が極端に偏っているなどの意見がありましたので、またご覧いただき参考にさせていただければと思います。

なお市町村ごとの調査結果につきましては、各市町村様の男女共同参画担当課様に送らせていただいておりますので、またご参考いただければと存じます。

次をお願いいたします。

こちら11ページと次の12ページにかけまして、職場としての市町村のジェンダーギャップに関する数値といたしまして、採用の状況等での女性の状況を記載しております。

次の12ページの表の下部には、県内市町村の平均や全国市町村の平均、県庁の数値なども記載しております。職員数の規模などによりまして割合が変化しやすいという市町村もございますので、現時点の数値としてご理解をいただきまして、また全国

平均はあくまで参考として見ていただきたく思います。

この3つの表でございますがまず、左側の表は採用者に占める女性の割合でございます。50%以上を赤く着色しております。6割近くで50%を超える状況となっております。

続いて真ん中ですけれども、常勤職員の数に占める女性の割合でございます。40%以上を着色しております。右側の表ですが、課長級以上の職員数に占める女性の割合でございます。30%以上を着色しております。広陵町様と野迫川村様となっております。後程、意見交換の前に、この女性管理職割合の高い広陵町の町長様から、その背景や工夫などについてご発言をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、13ページをお願いいたします。

この表は市のみでございますが、部局別の正規職員の配置について示したものでございます。

左側のAの方の①住民・保険・年金部局や②会計部局などの部局では、白の丸印、つまり女性の割合が高い傾向が多く見られます。また右側のBの方の①人事・財政・企画部門や、②危機管理部局などでは、黒の丸印、つまり男性の割合が高い傾向が見られます。このように職員配置において、性別による偏りがある傾向が見受けられます。性別に偏りのある人員配置を進めていくと、例えば女性では、市町村全体の業務を把握するような部局の経験が少なくなり、管理職に上がっていくことに不安を覚えるなどの影響が生じる可能性がございます。また、多様な住民を対象とする行政の施策におきましては、様々な立場経験からの意見や視点を取り入れることが大変大切であるという観点からも、こういった配置の偏りを解消していくことは重要であると考えます。

後程、意見交換の前に、住民・保険・年金部局の配置で、性別による極端な差がない葛城市の市長様より、配置の考え方などについてご発言をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次をお願いいたします。

続いて、内閣府の調査で、本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況でございます。

県庁もでございますが、多くの市町村で一般職員、管理職ともに女性の割合が低い状態となっております。このような本日ご紹介した数値なども参考にしながら、奈良県が若者や女性に選ばれる地域になるよう、公務職場から率先して取り組み、職員のキャリア形成支援や、勤務環境改善を推進していければと思っております。県と市町村また企業等と一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次をお願いいたします。

最後に、先ほどお伝えしました市町村長様対象のトップセミナーのご案内を載せております。8月6日にジェンダーギャップ解消に向けた具体的な取組についてということで、講演と意見交換を予定しております。ぜひご参加いただきたくよろしくお願いいたします。

また、本日はこのセミナーの講師にお招きしております、株式会社 Will Lab（ウィルラボ）代表取締役の小安美和様にお越しいただいております。小安様には県のこども・子育て推進アドバイザーにもご就任いただいておりますし、内閣府の男女共同参画推進連携会議の有識者議員も務めておられます。

このセミナーに向けまして、ここで小安様からコメントを一言いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【株式会社 Will Lab 小安様】

皆様こんにちは。株式会社 Will Lab の小安と申します。

8月6日に、また奈良県の方にお伺いして、より具体的な若者・女性に選ばれるまち、職場、こういったものをどうやって作っていくのかということ、今、全国各地でいろんな取組をやってございますので、そういった事例の共有をさせていただきたいと思っております。

私、橿原市で生まれまして、奈良市で育ちまして、その後、東京に行ってしまったんですけども、奈良のためにお役に立ちたいなというふうに心から思っています。

本当に素晴らしいこの地域で、若者や女性がこの町で暮らしたい、この町で働きたいと思う方たちが戻ってこないというようなことがないように、ぜひすてきな職場づくり、まちづくり、そこにですね、私が持つる知見をすべて提供したいと思っておりますので、ぜひ、またゆっくりお話をさせていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【畑澤こども・女性局長】

小安様ありがとうございました。

それではただいまから、意見交換の方に移らせていただきます。

スライド次をお願いいたします。

意見交換のテーマといたしましては、職員採用や人事配置、管理職登用において工夫されていること、また性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりとさせていただいております。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【司会】

畑澤局長、小安様、ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまのご説明をもとに意見交換の時間とさせていただきたいと存じます。

初めに先ほど、こども・女性局長の説明でご紹介がございましたので、阿古葛城市長と、山村広陵町長からご発言をいただけたらと存じます。まず、葛城市長様、職員の人事配置における工夫等につきまして、ご発言の方お願いをいたします。

【阿古葛城市長】

ご指名でございます。葛城市長の阿古でございます。

私自身、実は職員の配置につきましては男性女性という感覚を持っておりません。人としてまず能力が適正なのかということの判断を大事にしておりますので、そのですね割合ですとか結果につきましてはあまり分析したことが実はございません。

最近の傾向ですけれども、職員採用につきましては非常に女性の方が多くなってきています。これは受験される方の割合にもよるんですけども、非常に女性の方は意欲的な方が多くございますので、当然のことながら採用につきましては女性の割合が多くなってきていると感じておるところでございます。

男性女性、若者であれ高齢者であれ、まず人として見るということを基準において配置をしているというのが一番のところであると感じております。

また、しばらくですねこのジェンダーギャップという言葉、私あまり意識しておりませんでしたので、改めて、また、色んなちょっと勉強させていただきましてですね、それがもし、そのギャップが大きい場合には、意図的に、それをもっていくということを経過期としてはやる必要があるのかなと思っておりますので、そのへんの研究はしていきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

【司会】

阿古葛城市長ありがとうございます。

続きまして山村広陵町長様に女性職員の管理職登用等につきましてご発言をいただけたらと存じます。

【山村広陵町長】

広陵町長の山村でございます。

発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私が町長に就任をさせていただいたときに、女性の部長、議会にも1人もおりませんでした。広陵町の歴史始まって以来、1人は、以前に女性部長がおられたわけですが、その後、長期間にわたって女性部長がいないという時代が続いてございます。議会のほうも、男女共同参画社会実現に向かって意識が高まってきて、議員の

方から、ひな壇に女性を登用しないのかという質問を受けまして、私、確か二期目の途中だったと思います。任期中に、部長を作りますと議場で約束をいたしました。もちろん、思惑があつての発言でございましたが、そのとおり、任期中に部長誕生させたわけでございます。

職員の意識も年々変わってきているというのも事実でございます。国や県の施策も、男女共同参画の意識高揚に向けて取り組んでいただいているというところがあったかというふうに思います。職員の意識も変わってき、また町民の意識も変わってきたというふうに思います。

窓口でトラブルがありますと、町民の方が、責任者を出せと言った時に、女性の課長が出ていきますと、男を出せと言ひ放ったお客さんもおられた時期もございます。今ではそんなことはもうなくなりまして、管理職は女性でも、男性でも管理職であるということの意識が定着してきたというふうに感じております。

私も、町長させていただいて、就任当初、一期の任期中に幹部職員が、部長課長が定年で 30 人も辞めるというときに町長に就任したわけでございます。これは大変なことで、しっかりと職員を育成しなければ町がもたないということで、職員の研修もしっかり力を入れさせていただきまして、幹部職員が定年で退職するという事は若返りに繋がっているわけでございますが、若い職員が増えますと結婚式に呼んでくれるケースも多いわけでございます。

特に女性職員の結婚式にまいりますと、私は必ず、結婚して子供を出産されても職員はやめないでくれと、披露宴の場でどなたにも申し上げてまいります。そのおかげで、出産後も職員が女性職員はやめるというケースはほとんどなくなっております。育児休業、介護の休業、保育の充実も社会全体がそのようになっているからだというふうに思いますが、そういった意識を植え付けるために今までずっと申し上げてまいりました。

私が人事を担当していたときに、当時の町長から、男女の差があると指摘がありました。昇格に当たって男女の差がありました。例えば、高校上がって 5 年で主事になれたのが、女性であれば倍の 10 年というそんな時代がありまして、今では考えられない制度がございまして、これを解消せよという町長からの指示がございました。それをするために昇格試験制度を導入させていただいて、男性も女性も、受験資格は同等ということで、能力主義で昇格を決めていったというのが、もうかなり 40 年ほど前の話でございますので、これが定着して、意識改革に繋がってきて女性の管理職登用にも繋がってきたというふうに思います。それでも、課長寸前になりますと、女性から退職させていただきますというそんな行動に出る時期もございました。最近では、やはりもうそういう職員は 1 人もおらなくなりました。定着してきたかなというふうに思います。

特に数字で、広陵町は女性の管理職多いということでございますが、結論は、能力

主義で昇格者を決めているということで、結果としてそうなっているだけだというふうに思っております。以上でございます。

【司会】

山村広陵町長様ありがとうございました。

ただいまのご発言を踏まえまして、ご意見、ご質問などご質疑ご発言いただける市町村長様はマイクをお持ちしますので、挙手の方お願いいたします。

亀田市長。

【亀田檀原市長】

檀原市の亀田でございます。

ご報告ありがとうございました。勉強になりました。

質問、あるいは意見ということではないんですけれども、ただいま説明いただいた内容に非常に関係の深い大会をですね檀原市で開催をさせていただきますので、ちょっとそのお願いをですねさせていただきたいと思ひまして、ちょっと一、二分よろしくお願い申し上げたいと思ひます。

今日実は皆さん方のテーブルに、日本女性会議 2025 檀原というカラー刷りの 1 枚もののチラシを置かせていただいております。

今年の 10 月の 3 日 4 日 5 日とですね、日本女性会議という会議を奈良県では初開催となるんですけれども檀原市で開催をさせていただきます。この会議自体は今年で第 40 回目ということで、ほぼ毎年ですね全国各地どこかで開催をされている、全国規模の大会であるということでございます。

そのチラシに書いてありますとおり、10 月の 3 日にはですね、家族であったりですね健康・医療であったり、はたらく女性輝く会議というふうに、実は分科会を開催させていただくことになっております。

2 日目の 4 日でございますけれども、内閣府による基調報告もございます。そしてまたシンポジウムには、奈良マラソンでもよく参加をいただいております元マラソン選手の有森裕子さんが、参加をしていただくということになっております。特別講演会には、モデルとかタレントで活躍をされてるアンミカさんが講演されるということになっております。

3 日目にはですね檀原市内の若い若者たちがですね、トークセッションを行うという、3 日間にわたっての様々な取組を推進させていただきたいというふうに思っております。

近いうちにですね、檀原市から各市町村の担当者様宛にご案内をお送りさせていただくことになると思うんですけれども、先ほどの説明にもありました奈良県は女性就業率が全国最下位ということもありますし、女性の働きやすい環境をどうやって作っ

ていくのかっていうところもテーマの中には入っておりますし、これは奈良県、県庁だけではなく各市町村でも同じような課題を抱えているというふうに思っておりますので、ぜひ、行政の方々にもたくさん参加をいただきたいというふうに思っております。

市町村長様からですね各ご担当者様にも、お声がけをいただければありがたいかなと。一部有料となっておりますけれどもぜひたくさんの方に参加していただきたいということで、ちょっとお時間をいただいたわけでございます。

よろしく願い申し上げます。以上でございます。

【司会】

亀田檀原市長様、ありがとうございます。

他にご発言いただける方いらっしゃいますでしょうか。

それでは次に次第の3「県からの情報提供」に入りさせていただきます。

初めに、資料の3-1によりまして道路整備の加速化につきまして、楠本道路建設課長からご説明をいたします。

演題の方にご移動いただきましてよろしくお願いいたします。

【楠本道路建設課長】

道路建設課の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からですね、道路整備の加速化についてということでご説明させていただきます。

1ページ目をお願いいたします。

奈良県の道路整備の現状でございます。

奈良県の道路整備率、これは皆さんご存じのとおり全国最下位ということで47位でございます。事業中の骨格幹線道路14ヶ所のうち、黄色のマーカースで示させていただいておりますけれども、7ヶ所につきまして、事業化から10年以上経過しても、用地取得完了のめどが立たないといったような状況でございます。また、すでに用地取得が完了している、緑のマーカースで示してございます4ヶ所においても、平均して約17年の期間が経過しても、未だに完成に至っていないという状況でございます。

次のページをお願いいたします。

このような状況を踏まえまして、県では、道路整備を加速化するため、土地収用制度の積極的活用、埋蔵文化財調査の加速化、それと、選択と集中による工事の加速化の3つの改革に取り組んでいるところでございます。

次のページをお願いいたします。

それぞれの改革の内容についてご説明いたします。

まず、土地収用制度の積極的活用というところで、県のホームページにおいて、事

業認定の申請ルールを掲載するとともに、主要な事業の進捗状況や、収用手続きに向けての状況等について、公表する予定で、計画的な用地取得に努めてまいりたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。

工程に影響を及ぼしがちな埋蔵文化財調査の加速化というところでございます。

昨年度より、県立橿原考古学研究所の調査員増員による体制強化や予算の確保、また、発掘調査関連企業の参入を促進するために、発掘調査量や事業見通しを公表するなど、加速化の取組を進めているところでございます。このことにより、簡易発掘調査や、本調査の期間の短縮などを図って参ります。

次のページをお願いいたします。

選択と集中による工事の加速化というところで、この改革3つ目の取組でございませうけれども、予算の重点的な投資に加え、新規事業化に向けてのプロセスの中で、皆様に必須条件としてお願いしているのが、「地籍の原則確定」、「埋蔵文化財調査の原則受託」、「バイパス事業における旧道の原則移管」、この3項目でございませう。それにより、事業化後、直ちに用地交渉が着手可能となるなど事業期間の短縮が見込まれます。これまで、新規事業化後に、境界確定作業を行っており、事業が長期化していたことから、新規事業化前に事業実施環境を整えることで、事業のスピードアップを図ることとしたというところでございませう。

次のページをお願いいたします。

先ほどの3項目のうち、地籍調査についてご説明いたします。

地籍調査の実施にかかる経費につきましては、この右側の円グラフにありますように、補助金、特別交付税を勘案いたしますと、市町村の実質負担は5%で実施可能でございませう。また、国直轄事業の西九州自動車道では、用地買収に先立ち地籍調査を完了させていたことで用地買収が円滑に進みまして、事業期間が2年以上短縮されたとの事例が挙げられてございませう。

次のページをお願いいたします。

地籍調査の進捗率でございませう。

令和5年度末時点でございますけれども、全国の平均進捗率は約53%というところで、近畿圏につきましては、全般的に遅れているという状況でございませう。さらに奈良県の進捗率は約13%というところで低い状態になってございませう。一方、県内を見ますと、山添村、広陵町、大淀町については調査が完了しているという状況でございませう。

最後のページをお願いいたします。

こういった地籍調査の遅れなどの課題もありまして、奈良県の道路整備率は未だ全国最下位というところでございまして、県発展のためにも、道路整備の加速化というのが必要となります。道路整備の加速化には、市町村の皆様の協力が不可欠でございませう。

います。引き続き、奈良県全体の発展のため、ぜひともご協力をお願いいたします。
以上でございます。

【司会】

楠本課長ありがとうございました。

続きまして堂崎建築安全課長から、住宅耐震化の促進について資料 3-2 によりご説明をいたします。

演題の方にご移動いただきましてよろしくをお願いいたします。

【堂崎建築安全課長】

失礼いたします。

まちづくり推進局建築安全課長の堂崎と申します。

私からは、住宅耐震化の促進についてと題しまして、建物と地震に関わるお話をさせていただきます。

次のページをお願いします。

昨年発生いたしました能登半島地震におきましても、不幸にして多くの建物被害が発生いたしました。その際の本造建物の被害状況につきまして、このほど分析結果が出てまいりましたので、その内容をご紹介します。

まず、前提といたしまして、ご存じの方もおいでかと思いますが、住宅をはじめとします建築物につきましては、1981 年、昭和 56 年に構造基準が大きく見直されております。それ以前の建物につきましては、必要に応じて耐震補強などの改修工事が行われてきたところでございます。

左側のグラフですが、年代別の被害状況を表しております。これを見ますとやはり、1981 年以前の建物に大きな被害が出ております。この 1981 年以前の建物の被害状況をさらに詳細に分析したものが、右側のグラフです。これを見ますと、耐震改修を行った建物については、比較的被害が少ないということが明確になっております。耐震改修を行うことの効果が改めて確認された結果となっております。

次のページをお願いします。

次に奈良県内の住宅耐震化の状況をご紹介します。

調査年次に若干の差異はございますが、県全体での耐震化率は全国平均とほぼ同様の約 87%となっております。しかしながら、より詳細に見てまいりますと、市町村ごとの耐震化率で大きな違いがございまして、市町村によっては平均よりも、著しく低い状態にとどまっております。

次のページをお願いします。

耐震改修を進めていくことを目的に、建築物の耐震改修の促進に関する法律という法律がございます。ここで、都道府県は、耐震改修促進計画の策定が義務づけられて

おります。加えまして、市町村においても、この計画を策定するよう努めることとされており、これまで、県内すべての市町村において、耐震改修促進計画を策定いただいているところです。

この耐震改修促進計画ですが、今年度、多くの市町村で計画の最終年を迎えることとなります。今後も引き続き、耐震化に関する国庫補助制度を有効に活用するというためにも、鋭意、改定作業を進めていただきたいと考えております。

次のページをお願いします。

次に住宅耐震化に関する補助制度を有効に活用するためのお願いです。

この間、国の補助制度は、順次拡充が図られてきたところで、これに合わせて、県の制度も見直してまいりました。しかしながら、これらの制度は、実施主体である市町村の補助制度がないと活用することができません。

まず上段に書いています耐震診断に係る補助制度につきましては、県内のすべての市町村で制度を運用いただいているところがございます。他方、下段になりますが、耐震改修に関しましては、補助制度をお持ちでない市町村が、現在県内7市町村ございます。ぜひとも制度の創設をご検討いただきたいと考えております。これが1つ目のお願いです。

次に耐震改修を行う際に、建物所有者の一定の負担は不可欠となりますが、より所有者の負担の少ない総合支援メニューが設立されております。多くの市町村が、従来の個別支援メニューから総合支援メニューへの移行を行っているところです。県内で見ますと、18の市町村が、現在も個別支援制度を使っておられる状態ですので、所有者負担が少なく耐震化への効果が期待される総合支援への移行をご検討いただきたいと考えております。これが2つ目のお願いです。

さらに、近年の物価高騰などの状況を踏まえまして、国及び県では補助制度額の拡充を行ってまいりました。これを有効に活用いただくためには、市町村の補助制度においても、限度額を見直していただく必要がございます。県内では10の市町村の補助制度が、国や県の補助限度額に達していない状況となっております。この点についても見直しをご検討いただきたいと考えております。これが3つ目のお願いです。

次のページをお願いします。

最後のページに、各市町村の現在の制度の状況を一覧にまとめております。

先程来申し上げた3つのお願いにつきまして、もちろん各市町村様におけるお考えや事情もあろうかと承知しておりますが、本日の資料も参考にさせていただきつつ、計画策定の機会をとらえて、ぜひ前向きに、制度拡充のご議論ご検討を行っていただきたいと考えてございます。このような取組を踏まえて地震被害への備えを着実に進めていただきたいと考えております。

私からの情報提供は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

【司会（渡辺市町村振興課長）】

堂崎課長ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども私の方から、資料 3-3、「複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進について」、そして、資料 3-4、「指定地域共同活動団体」について、2 件を続けてご説明をいたします。

まずは、資料 3-3 についてご説明をいたします。

まず 1 ページ目の方ご覧ください。

令和 7 年 1 月、総務省の自治行政局市町村課よりですね、複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進について、通知が発出されております。本通知におきましては、今後、さらなる人口減少の深刻化が見込まれる中ですね、行政サービスを持続的に提供していくためには、他の地方公共団体と連携をして、公共施設の集約化、複合化に取り組むことが効果的ではあるけれども、広域での取組というのが、十分に進んでいないとの認識が示されております。

そのため、複数団体による広域的な公共施設の集約化等を円滑に進めるため、令和 7 年度より地方財政措置が創設、拡充されることとなりました。また、通知において、都道府県が中心となって広域的に議論調査等を行うことが、効率的と指摘されていることを受けまして、県としましても、今年度、有識者の方を招聘して、県内市町村の担当課長さんを対象とした、制度説明会、意見交換会を開催することとしております。

2 ページ目をご覧ください。

こちらが施設の集約化等に係る地方財政措置につきまして、集約化の流れに沿ってご説明をさせていただきます。

まずは、協議の場の設定というところで、複数団体による集約化等に向けた検討の経費につきまして、新たに特別交付税の対象となっております。また、これは先ほど政府要望におきまして並河天理市長からもお話ございましたけれども、集約化等により新たに整備する施設につきましては、従来から、公共施設等適正管理推進事業債のうち、集約化・複合化事業で交付税措置がされておりましたが、これに伴う旧施設の除却についても、新たに交付税措置がされることになりました。

なお、こちらは複数団体によるものだけではなく、単独の市町村内における集約化においても対象となるものでございます。最後に複数団体による、施設の集約化を円滑に行うための経費につきまして、新たに特別交付税の対象とされております。

次のページお願いいたします。

先ほど説明をさせていただきました新たに特別交付税の対象となる経費について詳細に示したものとなっております。

集約化前に行われる協議の場の設定の具体的な経費といたしまして、施設の利用実態ですとか、集約化により整備する施設の立地等の調査分析、また、協議会の開催、有識者の招聘などがこの特別交付税の対象となっております。また、集約化等後の円

滑化のための経費としましては、こちらに記載ありますとおり住民への広報、説明会の開催ですとか、集約元施設からの移転等の経費が対象となっております。

次のページお願いいたします。

こちらは少し繰り返しになりますけれども、令和7年度から、公共施設の集約化複合化に伴う施設の除却事業が、公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業の対象に追加をされました。

具体的には、現地での建て替えを伴わない除却はこれまで交付税措置がありませんでしたが、集約化・複合化事業の対象と今回なったことによりまして、従来はなかった普通交付税が措置されることとなります。なお、下の図の(2)のように、集約化した新施設におきまして、整備が伴わない場合も対象となります。

また、起債にあたりましては、集約化した施設の供用開始から5年以内の除却が対象であること、また、交付税措置の対象事業費が、土地価格相当分を控除した額となることなど幾つか留意点がございます。前述の特別交付税も含めまして、今年度を実施を予定しております制度説明会において、改めてご説明をさせていただき予定としております。

最後でございますがこれまでも、市町村におかれまして、各市町村内において施設の集約化等に積極的に取り組んでいただいているところではございますけれども、今後のさらなる人口減少も見据えまして、市町村を越えた広域での集約化等についても積極的にご検討いただければと思っております。

資料3-3につきましては、以上でございます。

続きまして資料3-4、指定地域共同活動団体についてご説明をいたします。

まず1ページ目をご覧ください。

この制度は、第33次地方制度調査会の答申におきまして、ここにも記載されておりますとおり、人口減少等により経営資源が制約をされる中で、住民の皆さんが快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供、あるいは地域課題の解決のために、地域社会の多様な主体が参画し連携協働する枠組みを市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要というふうにされたことを受けまして、令和6年の地方自治法改正により創設されることになったものとなっております。

この制度は、今後、人手不足、複雑化する課題に対応するためには、今まで自治体が担っていた機能につきまして、地域社会の多様な主体が連携協働して、サービス提供ですとか、課題解決により一層主体的に関わっていく環境整備が必要という問題意識のもとで、企業さんですとかNPO法人などの多様な主体と連携協働しながら、地域課題の解決に取り組む自治体、町内会等の地域の活動団体がある意味法律上位置づけることによりまして、その活動を支援するものというふうになっております。

具体的にはページ中央の矢印の右側にあります、指定の要件を、市町村が条例で具

体化をした上でその要件を満たす団体を、市町村長が指定することができるというふうな制度になっております。指定の効果につきましては資料左下の赤枠内に記載ございますとおり、活動資金の助成、情報提供など市町村の支援を受けることができます。また、他団体との連携により、効率的効果的に活動を行うため、団体側から市町村に調整を求めることができます。また、市町村から、行政財産の貸し付け及び、当該活動と関連する、市町村事務について随意契約による委託を受けることができるという効果がございます。

次のページをご覧ください。

本制度を利用するに当たりまして、国及び県からの市町村への支援についてご説明をさせていただきます。

真ん中の点線で囲まれてる部分になりますが、国からの支援としまして、令和7年度から、地域の活動主体が、指定地域協働活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費や団体の活動への支援に要する経費について、特別交付税措置されることとなりました。

また、県からの支援といたしましてその下の点線囲みの部分になりますがけれども、地域自治協議会など、自治会とその他の地域団体等の連携を促進する枠組みの構築に各市町村様を取り組まれる際に、助言などを行う有識者のアドバイザーを派遣しまして、その費用を県で負担する事業を今年度から新たに始めているところでございます。

詳細につきましては、次ページのとおりでございます。

利用にあたりましてはお気軽に県の市町村振興課までお問い合わせをいただければと思います。

最後になりますがけれども、少子高齢化に伴う人口減少が急速に進む中でも、地域運営を持続可能なものとしていかなければなりません。地域の様々な課題の解決のために各市町村におかれましても、この指定地域共同活動団体制度ですとか、国や県の支援をご活用いただき、地域の多様な主体の連携協働を推進するための枠組みの構築、その支援を通じて住民の共助を支える取組を進めていただければと思います。

私からの説明は以上となります。

【司会】

以上、県からの情報提供でございました。

以上をもちまして、本日のサミットで予定されていた議題は全て終了となりますので、これをもちまして「令和7年度 第1回奈良県・市町村長サミット」を終了いたします。

皆様、会議の円滑な進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。